

空き家は適切に管理しましょう

建築指導課 ☎ 65・1273 FAX 65・1276



HPはこちら

空き家を放置するとこんな問題が…



人口減少や高齢化などにより、適切に管理されていない空き家の増加が問題になっています。空き家は個人の資産なので、所有者や管理者が適切に管理しなければなりません。空き家が原因となって第三者に損害を与えた場合、所有者などが損害賠償に問われる可能性があります。

財産である空き家を適正に管理しつつ、将来どうしたいか早めに検討しましょう！

こんな時どうするの？

ケース別アドバイス

① 持ち続けたい場合

定期的（週1回〜月1回ほど）に空き家を訪れ、外壁などのひび割れチェック、通風、通水、雑草の除草、立木の剪定などのメンテナンスをしましょう。

※空き家の相談で特に多いのが、雑草と立木の繁茂です！

② 貸したい・売りたい場合

不動産業者などの専門家に相談しましょう。特に、賃貸の場合は経営上のリスクもあるため、契約内容を理解するためにしっかり相談しましょう。

③ 建物を取り壊したい場合

老朽化して危険な空き家については、除去費用の補助を受けられる場合があります！ 詳細は下記またはホームページをご覧ください。

空き家に関する疑問など、いつでもご相談ください!!



建築指導課 大久保聖也

この家、だれの家？

〜相続登記をお願いします!〜

登記とは、その建物が誰の所有であるかを示すものです。所有者が亡くなっても、相続する人が相続登記（登記の所有者を変えること）をしなければ、建物は相続人の全員が共有することになり、売却や解体などを行う際には全員の同意が必要となります。時間が経つと、全員の同意を得ることが難しくなってしまいます。

将来、誰が相続するかを事前に話し合い、相続した際は速やかに相続登記を行いましょう。

老朽化した危険な空き家の除却費用の一部を補助します！

安全安心な生活環境の確保および良好な地域景観の保全を図るため、老朽化して危険な空き家の除却にかかる費用の一部を補助する制度があります。

補助限度額 80万円

補助率 補助対象となる経費の80%

受付期間 5月6日(木)〜6月7日(月)

募集件数 10件（申込件数が10件を超える場合は緊急性の高いものから補助を行います）

※補助を受けるにはいくつかの条件を満たす必要があります。希望する人は必ず事前にご相談ください。